

さいたま市桜区選挙管理委員会告示第 35 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法第 49 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される法第 48 条の 2 第 1 項の規定による期日前投票所は次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

さいたま桜区選挙管理委員会委員長 島崎 豊

期日前投票所	さいたま市桜区役所
--------	-----------